倉敷市教育振興基本計画 (素案)

令和3年1月

倉敷市教育委員会

"From Kurashiki"が誇りとなるひとづくり

この教育振興基本計画は,

これからの倉敷市がどのような人づくりを思い描き, どんな教育を進めようとしているのか,

その思いや方向性を教育に携わる全ての人が共有し、ともに力を合わせて 教育に取り組んでいくために作成したものです。

倉敷市は教育大綱「"From Kurashiki"が誇りとなるひとづくり」を策定しています。 この教育大綱には次の3つの思いが込められています。

~ lam from Kurashiki. ~ "倉敷のひと"であることを誇りに思うひとになってほしい

- **This is from Kurashiki.** ~ "倉敷らしさ"を誇りに思うひとになってほしい
- From Kurashiki to the world ~"倉敷のよさ"を世界へ発信できるひとになってほしい

このような思いをもとに策定された教育振興基本計画により, 「よい子いっぱいのまち倉敷〜信頼と愛情に基づいたあたたかい心を基調として〜」 の実現に努めていきます。

	基本構想		
1	策定の趣旨		1
2	位置付け	······································	1
3	対 象		2
4	計画の期間	<mark>]</mark>	2
5		、 <mark>る現状や課題</mark>	3
6	基本理念		6
7	基本理念の)実現に向けて	7
	基本計画	i e	
1	計画の推進	<u> </u>	. 9
2	指標		. 9
3	点検・評価		. 9
4	施策の体系		10
5	施策の展開		4.0
	基本施策①	人間尊重の精神を基盤とする人権教育を総合的に推進し, · · · · · · · · 多様な価値観や生き方を認め合い, 人権が守られる社会をつくる	12
	基本施策②	全ての子どもが心も身体も健やかに成長できる学びの場をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	基本施策③	学校教育の充実を図る · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
	基本施策④	時代の進展に対応した教育を積極的に取り入れる	25
	基本施策⑤	子どもの健康づくりを支援する	27
			30
	基本施策⑥	就学前教育の充実を図る ····································	
	基本施策⑦	障がいのある子どもが、適切な教育や保育が受けられる体制を整える・・・・ コバイルはバスストルが、アスパーストルは、アスパーストルルスストルルバスストルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルスストルルスストルルスストルルスストルルスストルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルスストルルルルスストルルルルスストルルルルスストルルルルルル	32
	基本施策⑧	子どもたちが緑や生き物などの自然にふれながら、学べる機会を提供する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	基本施策⑨	一人一人が生涯を通して行う学びを支援するとともに、その学びによる · · · · 地域の活性化を推進する	37
	其木族等⑩	安心して子育てできる環境を整える・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
		学校、地域、家庭が連携し、地域全体で子どもたちを育む環境を整える・・・	44
		文化芸術活動を振興する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
		歴史文化や伝統の保存・継承と活用を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	基本施策⑭	歴史的・魅力的な景観の形成を推進し、受け継いでいく・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54

基本構想

- 1 策定の趣旨
- 2 位置付け
- 3 対象
- 4 計画の期間
- 5 教育をめぐる現状や課題
- 6 基本理念
- 7 基本理念の実現に向けて

1 策定の趣旨

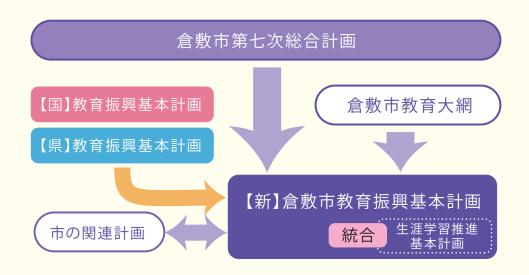
2006 (平成18) 年12月に改正された教育基本法第17条第1項において,国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。国においては2008 (平成20) 年7月に教育振興基本計画,2013 (平成25) 年6月に第2期教育振興基本計画,2018 (平成30) 年6月に第3期教育振興基本計画が策定されています。

さらに同条第2項では、地方公共団体は国の教育振興基本計画を基にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

このような中、倉敷市教育委員会では社会情勢等を踏まえながら、中期的かつ総合的な展望を もち、教育行政を計画的・体系的に進めるため、倉敷市教育振興基本計画を2012(平成24)年4 月に策定しています。

この度、本市の最上位計画である倉敷市第七次総合計画が策定されること、現在の倉敷市教育 基本計画が策定から9年を経過し計画の期間を終了すること、これまでの教育に対する成果や課題 を整理した上で本市の教育の一層の振興を図る必要があることから、新たな倉敷市教育振興基本 計画を策定します。

2 位置付け



本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される各地方公共団体が策定するとされている教育振興基本計画であるとともに、本市の最上位計画である倉敷市第七次総合計画の実現を教育の分野から目指すものと位置付けます。本市は、2021(令和3)年3月に倉敷市第七次総合計画を策定しており、本計画は、この中の「子ども・子育て・教育(慈)」「文化・産業(紡)」「生活環境・防災・都市基盤(繋)」「保健・医療・福祉(結)」「SDGs・市民協働・コミュニティ・行財政(絆)」の分野に掲げている「めざすまちの姿」を実現するため、倉敷市第七次総合計画の市の施策をもとに基本施策を設定し、整合を図っています。また、今まで生涯学習に関わる内容については別途策定していた「倉敷市生涯学習推進基本計画」をもとに様々な施策を展開していましたが、今回からは本計画と「倉敷市生涯学習推進基本計画」を統合し、より総合的・一体的な計画としています。

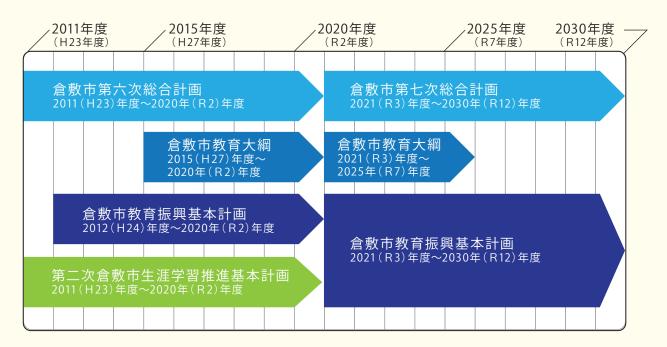
3 対象

教育委員会が所管する全ての施策や事業を対象としています。本計画の対象範囲に含まれない 施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、倉敷市第七次総合計画及び他の分野別計 画に基づき、関係部署と連携しながら推進していきます。

4 計画の期間

本計画では倉敷市第七次総合計画との整合性を考え、計画期間を10年間としています。しかし、変化の激しい時代に対応し、また、施策のねらいや効果の検証を本計画に適時反映できるよう、5年間で見直しを行います。また、関係法令等の改正及び倉敷市教育大綱の改編等が生じた場合も同様に計画の見直しを行います。

なお,各事業の取組状況については,計画期間内の毎年度点検・評価を行い,次年度の取組に 反映させることとしています。



5 教育をめぐる現状や課題

◆ これからの子どもたちに求められる資質・能力(確かな学力)の育成

時代の変化や子どもたちを取り巻く状況・社会的なニーズを踏まえ約10年を目途に改訂されている教育要領・学習指導要領が2017(平成29)年3月に改訂されました。教育課程全体や各教科等での学びを通じて、「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」(確かな学力)を、子どもたちに総合的にバランスよく育むことを目指すこととされています。これからの子どもたちが、変化の激しく予測困難な時代を自ら切り拓き、たくましく生き抜くためには、基礎基本となる知識技能を確実に習得するとともに、習得した知識技能を人生の中でどう生かすかを主体的に考え、判断する力を身に付けること、また、学校を卒業した後も生涯を通じて学び続け、成長し続ける姿勢や意欲を育成することが重要です。

本市では、これまで、子どもの学力向上に向けて、学ぶ楽しさを味わうために重要となる基礎基本の徹底に重点を置いた取組を行ってきました。少人数指導によるきめ細かな学習支援や長期休業・放課後等の補充学習に力をいれるとともに、県や本市の独自調査の実施・検証から必要な方策を実施してきました。その結果、全国学力・学習調査の目標値を達成する子どもが増えています。しかし、その一方で、「活用に関する問題」や「家庭における学習習慣の定着」等については継続的な課題となっています。今後、学習指導要領で提唱された「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善やICTの効果的な活用に積極的に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携による学習習慣改善に向けた取組等をさらに充実させ、子どもたちの確かな学力の育成に努めます。

◆ 少子高齢化・人口減少社会の到来

我が国では少子高齢化が進展しており、総人口が2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成29年)」の出生中位・死亡中位推計によると、将来推計で2050年には日本の総人口は1億人を下回ることが予想されており、そのうち約4割は65歳以上の高齢者となることが予想されています。

このような少子高齢化の影響から、都市化・過疎化の進行、三世代世帯の割合の減少やひとり 親世帯の割合の増加等が進んでいる状況があります。地域社会のつながりが希薄化することに よって、「地域の学校」「地域の子どもは地域で育てる」という考え方が失われつつあり、家庭 や地域の教育力の低下が懸念されております。本市でも、学校・地域・家庭が連携し、地域全体 で子どもたちを育む環境を整える取組の充実に努めます。

◆頻発化する自然災害や新型コロナウイルス等への対策

近年,局地的な大雨や台風の大型化等,風水害が激甚化・頻発化の傾向にあります。いつ,どこで土砂災害や河川氾濫等の大規模災害が起こるかわからない状況であり,本市も平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けています。教育現場の復興・復旧として,安全・安心な教育施設の整備,子どもたちの学力保障,家庭・地域の教育力の再構築等に全力を挙げ,特に,学校園の復旧においては,施設整備,通学バスの運行や交通費の助成,児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置等により,2020(令和2)年度の4月からは真備地区内の全ての学校園において,子どもたちが元の校園舎で学校生活を再開しています。今後は南海トラフ地震等への対策として

防災教育や防災訓練等をさらに充実させます。

また,2020(令和2)年には,全世界に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症が,今までに前例のない全国一斉の学校の臨時休業要請等,教育課程の実施に支障が生じる事態を引き起こしました。今後の教育現場には「新しい生活様式」を導入し,感染拡大のリスクを低減させながら学びや生活を保障するため,新たな視点や考え方を取り入れた取組を進めます。

◆ グローバル化と情報通信技術の進展

交通手段の発達,情報通信技術の進展により,人・物・情報等の国際的な移動が活性化し,様々な分野でグローバル化が進展しています。こうした状況に速やかに対応し,活躍できる人材には,語学力やコミュニケーション能力に加え,異文化を理解し,国際的視野に立って主体的に行動し,多様な人々と共に生きようとする態度を養うことも重要となります。併せて自国の伝統・文化に親しみ,ふるさとを愛する心をもつとともに,それを積極的に世界へ発信しようとする姿勢も必要です。

今後のSociety5.0*の実現に向けて、人工知能(AI)の活用等の技術革新が急速に進んでおり、これからの人材育成には、ICTを効果的に利活用できる資質・能力を身に付けさせることが重要になっています。また、最新技術を巧みに使いこなす力と併せて、人工知能(AI)にはない人間の強み・良さを理解し、それをどう生かすかを考え、実践する力を養うための取組も充実させる必要があります。

本市でも、英語にふれる機会の促進やGIGAスクール構想により整備された1人1台パソコンを活用した授業の充実等に取り組みます。

* Society5.0 :狩猟社会,農耕社会,工業社会,情報社会に続く人類史上5番目の新しい社会とされている。

◆ 社会教育施設の役割及び文化財の利活用

医学の進歩,生活水準の向上等により,平均寿命が伸長し,人生100年時代の到来が予想されています。このような中,誰もが生涯にわたり学び,身に付けた様々な知識や技術を活かしながら生き生きと活躍できる社会の実現が期待されており,学びの機会やその成果を地域で生かすことのできる環境整備等の生涯学習の更なる充実が重要となっています。

また、文化庁において文化財を後世に継承していくとともに、いかに活用することができるかという課題意識のもと、文化財保護法の改正が行われています。2015(平成27)年に「日本遺産」の認定が開始されていますが、本市では、2017(平成29)年に「一輪の綿花から始まる倉敷物語~和と洋が織りなす繊維のまち」、2018(平成30)年に「『桃太郎伝説』の生まれたまちおかやま~古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語~」「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間~北前船寄港地・船主集落~」の3つのストーリーが文化庁から認定を受けています。3つの日本遺産認定は全国初であるとともに、本市は全域に構成文化財が存在する「日本遺産のまち」です。これらの貴重な歴史的文化遺産を今後も大切に保存し、次世代に継承するとともに、市民の興味関心を深めるため、歴史的文化遺産を学校教育活動や生涯学習の場で効果的に活用する取組を進めます。

◆ 国や県の教育に関する計画の動向

国においては、将来の大きな社会変化や国際的な政策の動向も踏まえ、これからの教育政策の在り方を示すものとして、第3期教育振興基本計画が2018(平成30)年6月に策定されています。この計画では、個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成すること」、社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」、「社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展」を目指すこととされ、その実現に向けた教育の役割が示されています。

岡山県では2021(令和3)年に第3次岡山県教育振興基本計画が策定されています。この計画の中で、今後の岡山の教育が目指す方向性が示されており、「『心豊かに、たくましく、未来を拓く』人材の育成」を基本目標として、「自立」・「共生」・「郷土岡山を大切にする心」の3つの資質・能力を育む人づくりに取り組むこととされています。

倉敷市教育振興基本計画はこれらの計画を参酌し, 策定しています。

◆ 持続可能な開発目標(SDGs)との関わり

2015(平成27)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に 掲げられたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、経済・社会・環境 の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先 進国も含めた全ての国々や人々を対象としています。2030(令和12)年までに持続可能な世界を 実現するため、17のゴール・169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」社会 の実現に向けて全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められ ています。

本市は2020(令和2)年に「多様な人材が活躍し、自然と共存する"持続可能な流域暮らし"の創造~高梁川流域圏発展は倉敷市の発展」が「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、持続可能なまちづくり、災害に強いまちづくりを通してSDGsの達成を目指しています。



6 基本理念

倉敷市では、教育大綱「"From Kurashiki"が誇りとなるひとづくり」を本市の教育を象徴する基本理念とします。

"From Kurashiki"が誇りとなるひとづくり

本市では、「まちが形作られてきた背景には教育があり、同時に、教育はまちの未来を創る根幹である。」という教育の役割、また、「教育を後世にわたり充実させていくためには、地域を担う人財を地域の中で育成することが必要である。」という地方創生の観点等を勘案し、2021(令和3)年3月に、教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱を策定しています。

「ひとづくり」という点を重視し、「"From Kurashiki"が誇りとなるひとづくり」として、次の3つの思いから「倉敷の教育」を推進していきます。

lam from Kurashiki. 「"倉敷のひと"であることを誇りに思うひとに」

・・「倉敷で育った」「倉敷で学んだ」「倉敷に住んだ」ことを誇りに思うひとになるということです。「このまちで育ってよかった。」「このまちで学んでよかった」「このまちに住んでよかった」と思えるひとになってほしいという思いを込めています。

This is from Kurashiki. 「"倉敷らしさ"を誇りに思うひとに」

・・倉敷には世代を超えて受け継がれてきた個性的で魅力的な歴史・文化が息づいています。その歴史・文化に支えられながら、倉敷の未来を創っていくことを誇りに思うひとになるということです。倉敷の魅力ある地域資源を活用して、倉敷を活力ある地域にしていきたいという思いも込めています。

From Kurashiki to the world 「"倉敷のよさ"を世界へ発信できるひとに」

・・グローバルな観点をもち、倉敷から世界に向けて視野を広げ、倉敷の魅力を世界へ発信していくことができるひとになることが誇りとなるということです。豊かな個性と創造力で、世界の人たちに倉敷のよさを知ってもらいたい、共有してもらいたいという思いを込めています。

推進にあたっては、「子どもの教育」「生涯学習」「地方創生・協働」の3つの視点(教育振興基本計画の基本目標)から、様々な取組を実施します。信頼と愛情に基づいたあたたかい心を基調とし、一人一人を大切にする教育を学校・家庭・地域が力を合わせて取り組むことにより、人間尊重の精神を基本とし、心豊かにたくましく生きていく意欲と実践力を備えた生き抜く子ども、夢に向かって自ら学び、考え、行動する子ども、郷土を愛するとともに地域で輝く子どもの育成や、子どもから高齢者まであらゆる人がライフステージに応じて、生涯にわたり健康で生き生きと暮らせる社会の実現を目指します。

7 基本理念の実現に向けて

(1) 3つの基本目標

倉敷市教育大綱に掲げる基本方針を,「倉敷市教育振興基本計画」の3つの基本目標として設定し,基本理念の実現に向けて計画を推進していきます。

基本目標 | (子どもの教育)

思いやりの心を持ち,自分らしく,たくましく生き抜く力を育成する

平成30年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症等予測困難な事象が生じている現代社会においては、一人一人がお互いの違いや良さを認めあい、相手への思いやりの心を持つとともに、自らで考え行動する力を身に付けることが必要です。また、今後、Society5.0等の新たな社会を迎える中で、これらの社会に対応していく力も必要です。

このため、これからの倉敷を担い、けん引していくすべての子どもが自分らしい強みと自信を もち、実際の社会や生活で生きて働く知識や技能を身に付け、自ら考え、行動し、たくましく生 き抜くことができる力を伸ばす教育を推進し、「よい子いっぱいのまち倉敷」の実現を目指します。

基本目標 || (生涯学習)

夢と生きがいを持ち、学び続けることが できる社会を実現する

人生100年時代の到来が予測される現在、学びに終わりはなく、ひとは、生涯にわたって学び続けていくものです。市民一人一人が健康でいきいきと暮らすためには、人生に夢と生きがいを持ち、知識や教養を高め、生活を実り多いものとする必要があります。

このため、一人一人が何歳になっても、様々な分野で自分自身の可能性を伸ばし、学び直しや 新たなことに挑戦するチャンスを最大化するとともに地域づくりに活かせる生涯学習社会の実現 を目指します。

基本目標 III (地方創生・協働)

ふるさと倉敷を誇りに思い, 倉敷の未来を担っていく力を育成する

人口減少に伴う地域社会の縮小が懸念される中,「地方創生」に向けて,地域を担う「人財=ひと」を地域の中で育成するとともに,日本遺産を始めとした倉敷が誇る特色ある地域資源を活用し,その魅力を国内外へ広く発信し,人々が安心して暮らせるような持続可能なまちにしていくことが必要です。

このため、SDGsの理念を取り入れ、学校、家庭と地域が連携し、家庭や地域の教育力を高め、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。また、郷土の先人、歴史、文化等を学び、郷土への理解、愛着、誇り、そして、将来このまちを担っていく力を育成します。

倉敷市第七次総合計画

【国】教育振興基本計画

【県】教育振興基本計画

倉敷市教育大網

"From Kurashiki" が誇りとなるひとづくり

I am from Kurashiki.

「"倉敷のひと"であることを誇りに思うひとに」 This is from Kurashiki.

「"倉敷らしさ"を誇りに思うひとに」 From Kurashiki to the world

「"倉敷のよさ"を世界へ発信できるひとに」



市の 関連計画

倉敷市教育振興基本計画

時代の進展に 対応した教育を積極的 に取り入れる

子どもの健康づく りを支援する

学校教育の充実を図る

就学前教育の 充実を図る

全ての子どもが 心も身体も健やかに成長 できる学びの場をつくる

子どもの教育

思いやりの心を持ち,自分らしく たくましく生き抜く力を育成する

障がいのある 子どもが,適切な教 育や保育が受けられ る体制を整える

人間尊重の精神を基盤 とする人権教育を総合的に 推進し、多様な価値観や生き 方を認め合い、人権が守ら れる社会をつくる

生涯学習

夢と生きがいを持ち, 学び続けることができる 社会を実現する 子どもたちが緑や 生き物などの自然にふれながら、学べる機会を 提供する

地方創生•協働

歴史的・魅力的な 景観の形成を推進し、受け 継いでいく ふるさと倉敷を誇りに 思い, 倉敷の未来を 担っていく力を育成する 一人一人が生涯を 通して行う学びを支援 するとともに、その学び による地域の活性化を 推進する

歴史的文化や伝統 の保存・継承と活用 を図る

> 文化芸術活動を 振興する

学校,地域, 家庭が連携し, 地域全体で子どもたち を育む環境を整える

安心して子育てできる 環境を整える

基本計画

- 1 計画の推進
- 2 指標
- 3 点検・評価
- 4 施策の体系 (構成図)
- 5 施策の展開

1 計画の推進

本計画を進めるにあたっては、教育関係者をはじめ家庭や地域等に対して本計画の周知を行い、 教育に携わる全ての人々の理解と協力を得て取り組んでいく必要があります。

そのため、校園長会や研修会を通じて教育関係者の本計画への理解を深めるとともに、インターネットや広報等の媒体を通じて、一般へ広く周知・啓発を行い、教育に対する意識を高めることにより円滑な推進を図ります。

また、教育に関する施策は、市役所内の関係部署等においても行われていることから、関係部署との連携を深め、より効果的な推進を図ります。

2 指標

本計画において、学校・家庭・地域と行政が連携・協働して取り組む様々な具体的施策の進捗について、市民に分かりやすく示すため、計画の中間年度である2025(令和7)年度及び最終年度である2030(令和12)年度に目指す姿としての指標を設定しています。指標は上位計画である倉敷市第七次総合計画の評価指標を多く用いています。

なお,指標は原則として数値で設定することとしていますが,取組等の特性により数値で表す ことが適当でない場合は,数値以外を用いる場合もあります。

3 点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき,本計画に示した主な取組について各年度その進捗状況を点検・評価し,必要な見直しを図ります。

さらに、この計画を着実に進めていくためには、各施策の進捗状況について定期的な点検と結果の検証が不可欠であることから、毎年度、教育委員会が実施する「教育行政に関する点検・評価」制度により外部の有識者の知見を活用し、進行管理を行うとともにその結果を公表します。

今後、本計画の実現に向け、毎年度「教育行政重点施策」を決定し、PDCA サイクルに基づく 見直しを行い、次年度の施策や事業に反映させることとします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[1956 (昭和31) 年法律第162号] (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



4 施策の体系 (構成図)

めざすまちの姿 (第七次総合計画)	基本目標	基本施策	個別施策	
だれもがその人らしさ (個性) を尊重され,幸せ に暮らしていくことができ		①人間尊重の精神を基盤 とする人権教育を総合 的に推進し、多様な価 値観や生き方を認め合	① -1 人権教育の総合的な推進	
			① -2 学校園における人権教育の推進	
ている		い,人権が守られる社 会をつくる	① -3 家庭・地域社会における人権教育 の推進	
			② -1 豊かな情操と道徳心の育成	
人の痛みを,子どもたちが 実感としてわかっている		②全ての子どもが心も身 体も健やかに成長でき	② -2 心の育成につなげる支援の充実	
F.S.C.O. (1919. 9. C.O.)	思	る学びの場をつくる	② -3 学校園における校種間連携と諸課 題の解決	
教員の資質が保たれ、教員 と子どもが心豊かな人間関 係を築き、学校教育が充実 している	いやりの心を持ち、		③ -1 教育要領,学習指導要領のねらい の具体化と確かな学力の向上	
産業競争力が高く,多様な 人材が働く機会に恵まれ, 将来の暮らしに希望をもつ ことができている	ち、自分らしく、			
心に充足感やゆとりをも ち,家庭と仕事の調和がと れている	,	O I KIKH WINCEED	③ -2 教職員の資質や指導力の向上	
行政と市民,企業などが連 携し,防災・減災対策や感	しく生	たくましく生き抜く力を	③ -3 防災教育・安全教育の推進	
染症対策などを積極的に進 めるとともに, だれもが命 を守る意識をもっている	き抜く力を		③ -4 安全・安心な教育施設の整備	
持続可能な地域をめざす SDGsの理念を,だれもが 理解し,行動している	力を育成する	音 成 す る ④時代の進展に対応した 教育を積極的に取り入 れる		
だれもが快適で活力に満ち た生活ができるよう, 先端 技術が生活に溶けこんでい る			④ -1 時代の進展に対応する教育の推進	
だれもが自分の健康に関心 をもち,健康づくりに自ら 取り組んでいる	•	⑤子どもの健康づくりを	⑤ -1 子どもの体力向上・健康管理の 推進	
豊かな自然の恵みにより食 べ物がおいしく, 健全な食 生活が実現されている		支援する	⑤ -2 食育の推進	

めざすまちの姿 ^(第七次総合計画)	基本目標	基本施策	個別施策						
仕事と家庭の両立ができ, 親が子どもとふれあう時間 をもつことができている	夢-	⑥就学前教育の充実を 図る	⑥ -1 幼稚園教育の充実						
障がいの有無にかかわら ず,等しく保育・教育を受	夢と生きがいを持ち、	⑦障がいのある子どもが, 適切な教育や保育が受	⑦ -1 支援体制の確立と個に応じた支援 の充実						
けることができている	い を 持れ	けられる体制を整える	⑦ -2 関係機関や民間団体等との連携						
子どもたちが自然にふれな がら,健やかに育っている	ら,学び続けることができる社会を実現する	⑧子どもたちが緑や生き物などの自然にふれながら、学べる機会を提供する	⑧ -1 自然とふれあう機会・施設の充実						
	ことがで		⑨ -1 あらゆる世代に対応した学びの機 会の提供						
興味があることを, だれも が, 気軽に学ぶことができ ている	できる社会	⑨一人一人が生涯を通し て行う学びを支援する	⑨ -2 学びの拠点となる生涯学習施設の 機能充実						
	云を実現す	とともに, その学びに よる地域の活性化を推 進する	⑨ -3 学びの成果を地域で活かせる環境 づくり						
高齢者が生きがいをもって 活動している	3 •		⑨ -4 多様な主体と連携した生涯学習の 推進						
安心できる環境のもとで出 産・子育てができている	ふるさと	ふるさと	ふるさと	ふるさと	ふるさと	ふるさと	ふるさと	⑩安心して子育てできる 環境を整える	⑩ -1 子育てに関する情報提供と体制の 充実
学校・園、地域、家庭が連	ふるさと倉敷を誇	①学校,地域,家庭が連	⑪ -1「ふるさと倉敷」を愛し,誇りに 思う心の育成						
携して,子どもたちが困窮 することなく,安心して学 び,成長できる環境となっ ている	りに思い、	携し、地域全体で子ど もたちを育む環境を整 える	⑪ -2 地域全体で子どもを見守る環境づ くり						
C 0 - 2			⑪ -3 青少年の健全育成施策の推進						
生活の中に個性的で魅力的	倉敷の未来を担っていく力を育成する	②文化芸術活動を振興	⑫ -1 優れた美術品にふれる機会の提供						
な文化芸術が息づいている		する	⑫ -2 市民が楽しみながら芸術活動を行 える機会や場所の提供						
世代を超えて受け継がれて きた歴史文化や伝統が大切	いくも	③歴史文化や伝統の保	③ -1 文化財の適切な保存と活用,継承						
に継承され、輝いている	刀を育4	存・継承と活用を図る	⑬ -2 文化財に親しむ機会の充実						
先人から受け継いだ歴史 的・魅力的な景観が,市内 各地で守られている	成する	④歴史的・魅力的な景観 の形成を推進し,受け 継いでいく	⑭ -1 地区の特性を活かした歴史的景観 の維持向上						

5 施策の展開

- 基本施策① 人間尊重の精神を基盤とする人権教育を総合的に推進し, 多様な価値観や生き方を認め合い,人権が守られる社会をつくる
- 基本施策② 全ての子どもが心も身体も健やかに成長できる学びの場をつくる
- 基本施策③ 学校教育の充実を図る
- 基本施策④ 時代の進展に対応した教育を積極的に取り入れる
- 基本施策⑤ 子どもの健康づくりを支援する
- 基本施策⑥ 就学前教育の充実を図る
- 基本施策⑦ 障がいのある子どもが、適切な教育や保育が受けられる体制を 整える
- 基本施策® 子どもたちが緑や生き物などの自然にふれながら、学べる機会を提供する
- 基本施策⑨ 一人一人が生涯を通して行う学びを支援するとともに、その学 びによる地域の活性化を推進する
- 基本施策⑩ 安心して子育てできる環境を整える
- 基本施策⑪ 学校,地域,家庭が連携し,地域全体で子どもたちを育む環境を整える
- 基本施策⑫ 文化芸術活動を振興する
- 基本施策③ 歴史文化や伝統の保存・継承と活用を図る
- 基本施策⑭ 歴史的・魅力的な景観の形成を推進し、受け継いでいく

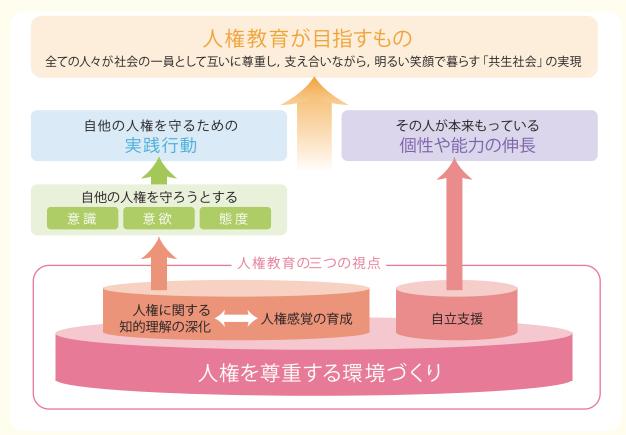
基本 1

人間尊重の精神を基盤とする人権教育を総合的に 推進し、多様な価値観や生き方を認め合い、人権が 守られる社会をつくる

施策に対する 考え方

その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合い、人権が守られる社会をつくるために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」2000 (平成12)年、「人権教育・啓発に関する基本計画」2002 (平成14)年、「第5次岡山県人権政策推進指針」2021 (令和3)年、「第3次岡山県人権教育推進プラン」2017 (平成29)年、倉敷市人権施策推進計画(改訂版)2013 (平成25)年等を踏まえ、人間尊重の精神を基盤とする人権教育を総合的に推進します。

また、学校園・家庭・地域社会の連携を図りながら、「人権に関する知的 理解の深化と人権感覚の育成」「自立支援」「人権を尊重する環境づくり」の 三つの視点に基づいて人権教育を推進し、共生社会の実現を目指します。



参考:第3次岡山県人権教育推進プラン

【指標】

評価指標	実績値(2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
日々の生活の中で,身の周りの 人権が大切にされていると思う 人の割合	52.6%	55.0%	60.0%



人権教育の 総合的な推進



「現状と課題〕

- ○2015 (平成27) 年の倉敷市人権問題意識調査によると、市民の関心の高い人権課題として、順に、障がいのある人、高齢者、子ども、女性、インターネットによる人権侵害、同和問題、犯罪被害者の人権等があがっています。また、他にも解決すべき人権課題があります。これらの課題を解決するために、市役所内の関係部署や関係機関と連携し、的確に連絡調整を図りながら、SDGsの理念等を取り入れ、人権教育を総合的に推進する必要があります。
- 現在,公民館を事務局とした人権学習推進事業を実施し着実に成果を上げていますが,さらに学校園と家庭・地域社会の連携を密にして,人権学習を推進する必要があります。
- 現在,人権について考えることができる参加体験型イベントである「ふれあい人権フェスティバル」での大学生による絵本の読み聞かせや,公民館での高校生と連携したSDGsの取組等,外部との連携が図られていますが,今後はさらに様々な学校やNPO*1等との連携・協働を充実させる必要があります。
- 倉敷市人権問題意識調査等の各種調査結果を踏まえて、より効果的に人権教育を推進することが大切です。

- 教育委員会事務局各部署の横断的な連携を強化し、2016(平成28)年に開催されたG 7 教育大臣会合で取りまとめられた「<u>倉敷宣言*2</u>」やSDGsの視点に立った、人権教育施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- 学校園・家庭・地域社会のそれぞれの機能や役割を十分踏まえながら、学校教育と社会教育が 連携した取組を推進します。
- 高校や大学, NPO, 企業等との連携・協働を強化して人権教育を効果的に推進します。
- 学校園・家庭・地域社会における人権教育を効果的に推進していくために、関係部署等が実施 している各種調査結果の活用を図り、人権教育の推進状況の把握に努めます。



ふれあい人権フェスティバルにおける 大学生による絵本の読み聞かせ



人権教育推進会議(マトリックス会議)の実施

- *1 NPO: Non profit Organizationの略。自治体や企業とは別に社会貢献活動を行う営利を目的としない組織,団体のこと。
- *2 倉敷宣言:教育の果たすべき新たな役割として,貧困,若者の失業,難民・移民,暴力的な過激化・急進化等,世界が抱える課題への対応に,教育の力を通じた「社会的包摂」や生命尊重,自由,寛容,民主主義,多元的共存,人権の尊重等の「共通価値の尊重」の促進等が示された宣言。(Non profit Organizationの略)

個別 1 -2

学校園における 人権教育の推進



「現状と課題〕

- ○岡山県教育委員会が実施する「人権教育推進状況調査(令和元年度)」において、市内学校園の人権学習で多く取り上げられている人権課題は、いじめ、障がいのある人、高齢者、インターネットによる人権侵害の順となっています。近年、<u>性的マイノリティ*や被災者等の人権</u>課題の解決も求められており、多様な人権課題に正面から向き合い、知的理解の深化と人権感覚の育成を図る必要があります。
- 学校園の人権教育では、子どもが自他の大切さを認めることができるようになることが重要です。文部科学省の「全国学力・学習状況調査(令和元年度)」によると、自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合が、本市の小学校で81.5%、中学校で74.5%と全国平均より高くなっています。いじめの未然防止の観点からも、子どものよいところに着目する活動の充実が必要です。
- ○人権教育推進状況調査(令和元年度)では「市内の学校で実施した人権学習の学習方法」(複数回答)は参加体験型82%,講演会・講義72%,啓発映画の視聴42%となっています。「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」(文部科学省)によると、子どもたちが発達段階に応じて人権についての理解を深め、人権尊重の精神を正しく身に付けるためには協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習の充実が重要であるとされており、このような学習の指導方法の工夫改善を一層図る必要があります。

- 学校園においては、子どもが、その発達段階に応じ、学校園の教育活動全体を通じて、人権の意義・内容等について知的理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重された社会づくりに向けた行動につながるように指導します。
- 教職員の人権意識の向上及び人権教育に関する指導の充実を目指して、職務内容や職階、ライフステージに応じた教職員研修の充実を図ります。多様な視点で人権課題を取り上げるとともに、参加体験型研修を多く取り入れることで、指導力の向上を図ります。



ポジティブな行動支援等の積極的な推進



教職員の現地研修 (ハンセン病問題, 渋染一揆, 平和問題) の開催



人権教育課題研究委員会 の開催

^{*} 性的マイノリティ:同性愛や両性愛等の性的指向の人や,性自認「こころの性」と生物学的な性「からだの性」が一致していない人等,性のあり方(セクシュアリティ)において少数派であること。



家庭・地域社会における 人権教育の推進



「現状と課題〕

- PTA* の人権教育は、保護者一人一人が様々な人権問題についての正しい認識を深めるとともに、自らの課題として日常生活に生かせる人権感覚を身に付け、人権問題の解決に積極的に取り組む態度を養うために大変重要です。また、保護者には、学校園での人権教育を支える役割もあります。現在、学校園において PTA 人権教育推進事業を実施し、年間延べ約 47,000 人(令和元年度)が研修に参加していますが、さらに研修の効果を上げるために、事業内容の工夫が必要です。
- ○地域社会における人権教育を効果的に推進するために、公民館を事務局として、市内 26 中学校区に人権が尊重されたまちづくりを目指した人権学習推進委員会を設立し、約 1,000 名(令和元年度)の推進委員が活動しています。持続した取組とするため、さらに地域住民の主体性を引き出しながら、地域関係者間のネットワークづくりと資質・指導力を備えた指導者の養成を図る必要があります。

〔主な事業や今後の取組〕

○ 子どもの人権教育を支える観点から、保護者が人権問題を正しく理解し、人権感覚と 実践力を身に付けるため、PTA人権教育推進 事業のさらなる充実を図ります。



PTA人権教育講演会・研修会の充実

- ○地域住民が、様々な人権問題についての理解と認識を深め、自らの課題として日常生活に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けるために、人権学習推進事業の一層の充実を目指します。
- 人権尊重の理念を普及させるために、子どもの制作した人権ポスター等の展示を通して、人権 意識の向上を図ります。







人権学習推進委員会会長連絡会や人権尊重のまちづくり展等の開催

人権ポスターの募集・展示

* PTA: Parent - Teacher - Associationの略。子どもたちのよりよい教育環境の醸成をめざす保護者, 教職員により構成される団体のこと。

基本 2

全ての子どもが心も身体も健やかに成長 できる学びの場をつくる

施策に対する 考え方

人間は、人や社会との関わりの中で生きていくものであり、子どもたちがよりよい社会生活を送る上で必要な人を思いやる優しさ、生命や自然を大切にする心とともに社会性や規範意識等を育むため、情操教育やボランティア活動等の体験活動を重視した教育活動を推進します。

また、子どもたち一人一人にあったきめ細かな支援が行える体制や、相談・指導体制の充実を図ることにより、いじめを許さない学校づくりや不登校を生まない魅力ある学校づくりを進めます。



【指標】

評価指標	実績値(2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
1,000人あたりのいじめの 認知件数 *認知件数が増加することは、いじめ解消 への取組を積極的に行っていることを意味 すると考えています。	小学校 21件 中学校 19.3件 (2018年度)	小学校 66件 中学校 30件	小学校 111件 中学校 40件
不登校出現率	小学校 0.65% 中学校 2.50% (2018年度)	小学校 0.45% 中学校 2.25%	小学校 0.25% 中学校 2.00%
困った時, 悩みがある時に相 談する人がいると答えた子ど もの割合	87.7%	96.0%	97.0%
情報モラルに関する授業・指 導ができる教員の割合	84.3%	90.0%	95.0%



豊かな情操と道徳心の育成



〔現状と課題〕

- 子どもを取り巻く地域や家庭の環境,情報環境等が劇的に変化し,子どもが自然の中で豊かな体験をしたり,文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られてきています。例えば,生命の有限性を実感することや異年齢の子どもが協働する経験の場が少なくなり,現実的には学校教育がそうした経験をすることができる数少ない場となっています。
- 道徳教育は、読み物の登場人物の心情理解に偏った形式的な指導が行われていることがあります。いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点から内容の改善、問題解決的な学習を取り入れる等、指導方法の工夫が必要となります。

- 学校の場を生かして様々な体験活動の機会を確保するとともに、自治会や社会教育施設等、地域社会の関係機関・団体等で行う地域社会振興の行事や奉仕活動、自然体験活動、防災訓練等に学年や学校として参加する機会を設けます。様々な活動を通して、生命の有限性・自然の大切さ・主体的に挑戦してみること・多様な他者と協働すること等の重要性をしっかりと実感することにより、子どもたちの豊かな心を育みます。
- 体験活動の実施にあたっては、各教科等の特質やその関連を踏まえ、<u>カリキュラム・マネジメント</u>*を行うことにより、様々な学習機会がより効果的なものとなるように努めます。



小学校の自然の中での 集団宿泊活動



中学校の職場体験活動



児童会活動の異年齢集団 活動(あいさつ運動)



生徒会活動のボランティア活動

- 道徳科の授業では、発達段階に応じて、答えが一つでない道徳的な課題を子どもたちが自分自身の問題として捉えて向き合う「考える道徳」「議論する道徳」への転換を図ります。子どもたちが話し合いの中で、今までの経験やその時の感じ方・考え方と照らし合わせながら自分の考えを深めるとともに、道徳的価値をもとに物事を多面的・多角的に考えることができるようにし、実生活での道徳的な実践につなげます。
- 指導の計画や方法,教材等の工夫・充実を図ることにより,子どもたちの心に響く指導を行います。
 - * カリキュラム・マネジメント:各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容などを教科横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと等を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

◎ **2**-2 心の育成につなげる 支援の充実



「現状と課題〕

- 犯罪やいじめの低年齢化が社会問題となっており、小学校の早い段階から問題行動等への対応 の強化が求められています。
- いじめの認知件数は、全国的に小中学校ともそれぞれ増加傾向にあり、本市も同様です。いじめの早期発見・早期解決を第一に考えて、積極的な認知に努めています。
- 不登校の児童生徒の出現率は、年度ごとに増減を繰り返している状況にあります。個々の子どもの不登校の原因や置かれた状況、家庭環境等が多様化し対応が難しくなっているため、組織的な対応やきめ細かな個別の支援が必要となっています。
- いじめや不登校等の問題に対して、教育相談機能の充実や指導体制の整備を図っていく必要があります。

〔主な事業や今後の取組〕

○全ての子どもが安心して楽しく学校生活を送ることができるよう,いじめや不登校問題の解決を図っていきます。いじめや不登校問題は早期解決を図っていく一方で,未然防止に努めることが大切であり,研修や会議を実施することにより,各学校園における取組の一層の推進を目指します。また,専門的な知見を有するスクールカウンセラー*1やスクールソーシャルワーカー*2等による相談活動を積極的に実施していくことや医師,社会福祉機関等の関係機関との連携を一層推進することで,総合的に対応することができるように努めます。



学校問題支援総合プロジェクト による生徒指導支援員や 支援スタッフの配置



適応指導教室(ふれあい教室) での支援



生徒指導研修

- 情報モラル教育の充実を図り、SNS*3・インターネットを使った誹謗中傷や差別の助長等によるいじめや人権に関わるトラブルの防止に努めます。
- 増加傾向にある児童虐待に対しても、未然防止・早期発見・早期対応の視点から、学校園の果たす役割を明確にし、児童相談所(県)や子ども相談センター(市)等の関係機関との連携を強化していきます。
 - *1 スクールカウンセラー:臨床心理士等の児童生徒の臨床心理に関して,高度に専門的な知識・経験を有する人。
- *2 スクールソーシャルワーカー:教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識や経験を有する人。社会福祉士、精神保健福祉士等。
- *3 SNS: Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

個別 2 -3

学校園における校種間 連携と諸課題の解決



「現状と課題〕

- 入学・進学により学習や生活の環境が変化する中、それに対応することが困難な子どもたちが増え、いわゆる「小1プロブレム」*¹「中1ギャップ」*²が課題となっています。
- 校内の教育相談体制や生徒指導体制の整備に一層努めるとともに,<u>校種間連携*3を図った取組の充実を進めます。</u>
- ○暴力行為や不法行為,児童虐待,保護者からの理不尽な要求等,学校だけでは対応できない問題が増加傾向にあり,教育活動に支障をきたすことも少なくないため,関係機関等と連携を強化し,様々な学校問題へ対応していく必要があります。

〔主な事業や今後の取組〕

○ 最近の学校園を取り巻く諸問題の多くは、子 ども本人だけの課題に起因するものばかりで はないことから、学校園や家庭、地域、警察 ・福祉等の関係機関が積極的な連携を図りな がら解決していくよう努めます。



生徒指導主事連絡協議会

- 小学校1年生に対して、学習面や生活面をサポートする小1グッドスタート支援員を配置し、「小1プロブレム」の解消に努めます。
- 校種間連携の充実を図ることにより、子ども の発達特性や各校種の教育内容を相互に理解 し、スムーズな接続を意識した魅力ある教育 活動を展開し、「中1ギャップ」を防止します。



「小1グッドスタート支援員」の配置

- *1 小1プロブレム:入学したばかりの小学生が授業中に座っていられない,集団行動ができない,教師の話が聞けない等,学校生活に対応できない状態が続くことを示す。
- *2 中1ギャップ:児童が小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境や生活に対応することができず不登校等が増加する状態をいう。
- *3 校種間連携:異なる学校種間でとる連携のこと。幼稚園と小学校,小学校と中学校,中学校と高等学校,特別支援学校と小学校の連携等がある。

学校教育の充実を図る

施策に対する 考え方 学校教育を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、 これらを活用して課題を解決するための力や主体的に学習に取り組む姿勢等 幅広い学力の向上に取り組みます。

そのため、教師は常に自己研鑽に努め、子どもたちに「何を学ぶか」を気付かせる視点を意識した、わかる授業の実践を継続的に行っていきます。併せて、子どもに質の高い教育環境の整備を行い、安全・安心な学校園づくりに努めます。



【指標】

評価指標	実績値(2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
授業以外で平日に1時間以上 学習する児童生徒の割合	小学校6年生 72.5% 中学校3年生 69.7%	小学校6年生 76.0% 中学校3年生 75.0%	小学校6年生 80.0% 中学校3年生 80.0%
学校が楽しいと思う子ども の割合	78.0%	90.0%	95.0%
「子どもの学校での教育が しっかりできている」と感じ ている人の割合	65.3%	80.0%	95.0%



教育要領,学習指導要領のねらいの具体化と確かな学力の向上

〔現状と課題〕

○ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努める必要があります。



○ 子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するため、必要な資質・ 能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実施する必要があります。

- ○基礎的・基本的な知識及び技能の習得を引き続き重視するとともに、<u>ICT*1の活用も行い</u>,また,放課後学習や家庭学習の充実を図るなどして,さらに高い教育効果があがるよう取り組みます。
- ○単元や題材の内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し、振り返る場面をどこに設定するか、 児童生徒が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるかを考える等、「主体的な 学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点で、子どもたちが学びを深め、学力向上につなが るような授業改善を進めます。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画する<u>学校運営協議会制度*2や</u>,幅広い地域住民等の参画により,地域全体で子どもの成長を支え,地域を創生する学校支援地域本部等の活動を推進し,地域とともにある学校を目指します。
- キャリア教育の推進には、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かし、学校教育全体を通じて、必要な資質能力の育成を図っていきます。
- 各教科等の特質に応じて教育課程を編成し、体験を伴う学習活動の充実を図ります。





「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点を重視した授業の推進

- *1 ICT:情報通信技術。Information and Communication Technologyの略。日本では、ITが同義で使われている。
- *2 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール): 平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された制度で、学校・保護者・地域住民等を委員とした学校運営協議会で子育てに関する目標やビジョンを共有し、一体となって教育活動に取り組むことを目的とした制度。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールという。

闡3-2 教職員の資質や指導力の向上

「現状と課題〕

- 教職員の指導力を向上し、広く社会から信頼される質の高い教職員 の養成が求められています。
- 教職員の年齢構成上,多くのベテランの教職員が退職し,若い年代 の教職員が大量に採用されていることから、これまでに培ってきた教育技術の伝承が課題と なっています。
- 情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切に活用した学 習活動を行う力が求められています。

〔主な事業や今後の取組〕

○教育公務員の研修は「その職責を遂行する ため」に行うものであり、教職員の資質・ 指導力の向上を図る上で重要です。子ども たちに質の高い教育を提供するとともに, 様々な教育課題に適切に対応するため、各 種研修会を通して教職員一人一人の資質・ 指導力向上のための支援に努めます。



3 すべての人に 健康と福祉を

4 質の高い教育

17 パートナーシップで 目標を達成しよう

教育センター主催の教員研修

- 経験豊富で優れた指導力をもつ退職校長や教員、地域の人材の力を活用し、個に応じた学習活 動を進めます。
- ○子ども一人一人を正しく理解し、温かい雰囲気をもった意欲的な学習集団づくりと、落ち着い た学習環境の整備に努めます。
- GIGAスクール構想の実施に伴い、1人1台端末を効果的に活用できる研修を進めていきます。 ICT機器の整備を行うとともに、ICT機器の効果的な活用方法の実践的な研修に努めます。
- 教員の事務作業を補助する教師業務アシスタント等の配置や「学校園事務ネットワークシステ ム」を導入することにより、学校における働き方改革を推進し、子どもと向きあう時間の確保 や教職員の心身の健康の保持増進を図り、教育の質の向上に取り組みます。



ICT機器の活用方法の研修



教師業務アシスタント



防災教育・安全教育の推進

〔現状と課題〕

○子どもたちの安全を脅かす事件や事故に対して、学校において子どもたち自身の力で危険を予測して的確な判断ができるよう指導するとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して子どもの安全を確保していくことが必要です。



- ○本市は、平成30年7月豪雨により真備地区を中心に甚大な被害を受けました。この災害の経験 を風化させることなく、子どもたちが郷土倉敷を愛し、主体的に行動できる防災教育を、全て の学校園で継続して推進していく必要があります。
- 子どもたち自身が家族や地域と協働できるよう発信者となり、地域ぐるみで防災活動に参画できるようにすることが大切です。
- 登下校における交通事故は減少傾向にありますが、ひとたび事故が起きると大きなけがにつながることが懸念されることから、継続的・具体的な交通安全指導が必要です。
- ○子どもを狙った犯罪が後を絶たず、命に関わる重大な事件も全国的に発生しています。綿密な 安全対策の隙間を狙う犯罪の防止について大変苦慮しています。

- ○国や県が作成している防災ガイドラインや,市が見直しを行っている地域防災計画,「倉敷市<u>ハザー</u> <u>ドマップ</u>*」等を参考に,各校の実態に合わせた 「学校防災マニュアル」の作成を行います。
- 避難経路や二次避難場所の見直しを絶えず行うとともに,災害の種類に応じた避難訓練や「緊急地震速報」を活用した抜き打ち訓練,保護者への児童引き渡し訓練等,実効性のある訓練に取り組みます。



「倉敷市ハザードマップ」(倉敷市防災危機管理室作成)

- 小学校の防災教育では、3年生で通学路のフィールドワークを行い、災害の種類に応じて安全 な所へ自主的に避難する意識を育てます。5年生では「倉敷市ハザードマップ」により学区の 浸水状況を知り、事前の避難計画「マイ・タイムライン」を作成して、家族間で共有できるよ うにします。
- ○不審者等の情報を提供するメール配信システム(「すぐメール」「倉敷eこねっと」)の活用 や,「子ども110番の家」の継続的な取組,青色パトロール車による巡回活動等の実効性のあ る安全確保に努めます。また,通学路の子ども見守りのための防犯カメラを設置し犯罪の抑制 を図ります。
 - * ハザードマップ: 自然災害による被害を予測し, その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点, 被害の拡大範囲及び被害程度並びに避難経路, 避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

∰ 3 - 4 安全・安心な教育施設の整備

〔現状と課題〕

- 学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、 災害時には、地域住民の避難場所にもなることから、非構造部材*
- の耐震対策が引き続き求められています。 ○ 学校施設の約6割が築40年以上を経過しており、老朽化が進行しています。また、この間、子 どもの生活スタイルも様変わりしているため、実情にあわせた学校施設の長寿命化やトイレ改 修を計画的に進める必要があります。

〔主な事業や今後の取組〕

- ○定期的に学校園の施設や設備の安全点検を行 う等,子どもの安全に努めます。
- 安全・安心な学校づくりのため、非構造部材 の耐震対策や老朽施設の長寿命化, トイレ の洋式化等の改修を計画的に実施します。 また, 時代の変化を見据え, 誰でも利用し やすく環境に配慮した, ゆとりと潤いのあ る施設整備に努めます。



バリアフリー化の推進



内装を木質化した教室



多様な学習形態に対応できる学習スペースの設置



衛生的なトイレの整備



自然エネルギーの積極的な活用

非構造部材:柱・梁・床等の構造体ではなく,天井材や外壁等,構造体と区分された部材。

基本 体策

時代の進展に対応した教育を積極的に 取り入れる

施策に対する 考え方

今後、ますます進展する国際化やSociety5.0等の新たな社会を迎える中で、 主体的に対応できる生き抜く力をもった子どもを育成します。

そのため、プログラミング教育や課題解決的な学習の充実、優れた国際感覚や異文化を理解しようとする意欲を養うため、英語に触れる機会の促進を図ります。



【指標】

評価指標	実績値 (2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
中学校 3 年生で英検 3 級程 度以上の英語力を有する生 徒の割合	34.4%	50.0%	60.0%
授業中に ICT を活用して授 業ができる教員の割合	84.3%	100.0%	100.0%

個別 4-1 時代の進展に対応する 教育の推進

「現状と課題〕

○外国語で多様な人々とコミュニケーションを図る能力 は、様々な場面で必要とされることが想定され、その 基礎的な力の育成のため、小学校中学年に外国語活動、 高学年に外国語科が新設されました。国際的共通語の「英語」でのコミュニケーション能力の

大切さが改めて重視されています。



- グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働 しながら目標に向かって挑戦する力の育成が求められています。
- これまで取り組んできた教育実践とICTを効果的に活用する取組を進め、Society5.0時代を生き る子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育及びICT環境の整備が求められて います。
- コンピュータや情報通信ネットワーク等の進展により、情報活用能力の育成とともに、学習や 日常生活でICT等を活用できるようにするための学習活動の充実が求められています。
- ○選挙権が18歳から認められ、国民の政治参加に係る主権者に関する教育が求められています。
- ○自然環境や資源の有限性の中で、持続可能な社会をつくる上で必要な力をつけるための教育が 求められています。

- ○ICTを活用した英語教育の実施により、小学校3年生からの英語教育を推進します。
- GIGAスクール構想で実現した1人1台端末における環境において、ICTを効果的に活用した学習 活動を推進します。
- ○情報セキュリティの確保に向けて、情報モラ ル教育を推進するとともに、家庭と連携して 安全なインターネットやスマートフォンの使 い方等, 指導の充実を図ります。
- ○ICT支援員を配置し、機器の操作説明やメン テナンス業務等, 日常的な教員の支援を行う ことで学習指導の充実を図ります。
- 教員研修を充実させ、ICTを活用した学習の 指導力向上に努めます。
- 公民や総合的な学習の時間を活用し、小学校 6年生から中学校3年生まで、民主政治につ いての継続的な学習を進めます。
- 各教科・領域の学習を通して、持続可能な社 会の実現をめざす学習を行い, 意識の高揚を 図ります。その際, 専門的な見解を交えて学 習できるよう関係機関との連携も進めます。



1人1台端末を活用した学習



清掃工場との連携による環境学習

基本 施策 5

5 子どもの健康づくりを支援する

施策に対する 考え方

体つくり運動や各種のスポーツ活動、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などを学校の教育活動全体として取り組むことにより、子どもの心身の調和的発達を図ります。学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、望ましい運動習慣や食習慣・生活習慣を形成し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培えるよう指導の充実を図ります。



【指標】

評価指標	実績値 (2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
中学校を卒業後も自主的にス	2年生男子	2年生男子	2年生男子
	71.0%	80.0%	90.0%
ポーツをする時間をもちたい	2年生女子	2年生女子	2年生女子
と思う中学生の割合	61.0%	70.0%	80.0%
学校給食調理場のドライ方式の 割合(ドライ方式給食調理場で の調理食数/市内学校給食調理 場の総調理食数×100)	49.5%	66.0%	100.0%

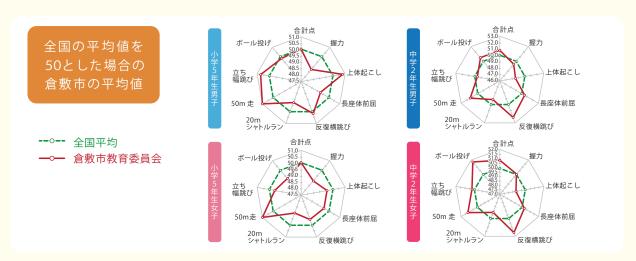
個別 5 - 1

子どもの体力向上・健康管理 の推進



〔現状と課題〕

- ○近年の子どもたちを取り巻く環境の変化や基本的な生活習慣の乱れに加え、新型コロナウイルス感染防止に向けた「新しい生活様式」が導入されることに伴い、学校園における体力向上や健康管理の推進について、これまでにない新しい活動や持続可能な活動に取り組むことが求められます。
- ○「令和元年度全国体力・運動能力,運動習慣等調査」によると,本市の<u>体力合計点</u>*は,中学校の男女は全国平均より上回っていますが,小学校の女子は全国平均を下回っています。小学校低学年の頃から昔遊びやボールを使った遊びの励行等,体を動かす機会をつくっていくことが必要です。
- ○子どもの生活習慣病,アレルギー疾患,心身の健康課題等,学校における子どもの健康管理を 図るとともに,がん,性に関する指導,薬物乱用等の現代的な健康課題に対応するための教育 の推進に努める必要があります。



- 全学年で行う「新体力テスト」の結果をもとに、子どもの体力、運動能力の向上を図ります。
- 体育科・保健体育科について、民間の人材を活用した授業の在り方や運動部活動への外部指導 員の導入等幅広い指導体制の構築に努めます。
- ○健康診断や各種調査の結果をもとに子どもの健康・安全の保持増進を図り、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送ることに必要な習慣を養う契機となる健康教育の推進に努めます。
- ○正しい知識や命の大切さを学ぶがん教育,自ら考えて適切な意思決定をして行動する力を育む性に関する指導や薬物乱用防止教育等について,子どもが発達段階に応じて学習することができるよう,教材の工夫や指導方法の充実に努めます。
 - * 体力合計点: 小学生は,「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20メートルシャトルラン」「50m走」「立ち幅跳び」「ソフトボール投げ」の8種目,中学生は,「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20メートルシャトルラン」,「50m走」「立ち幅跳び」「ハンドボール投げ」の8種目を実施し各実技種目を測定値によって,1~10点に点数化し,8種目合計80点満点として換算した数値。



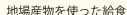
〔現状と課題〕

- ○子どもの頃からの偏った栄養摂取や、朝食欠食等の不規則な食事による食生活の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等、健康への影響が懸念されています。
- 学校給食への地場産物の積極的な利用を継続するとともに、地域の産業や農林水産業への理解 を深めることができる取組が必要です。
- 食品の廃棄等が大量の食品ロスを発生させ、環境へ大きな負荷をかけています。命の大切さや 感謝の気持ちをもつことができるとともに、食料資源や環境へ意識を向けることができるよう、 食育の推進が必要です。
- 学校給食調理場の多くが老朽化しています。安定的に安全安心な給食提供を行うために施設整備を進めることが必要です。

〔主な事業や今後の取組〕

- 学校給食だけでなく、教科横断的な視点に立ち、食に関する指導の全体計画と関連づけながら、 学校全体で食育の取組を推進します。
- 食を通じて自分の健康について考え、正しい知識・情報に基づき、主体的に自他の健康や食生活を実現できるように食育教材の開発や指導の充実を図ります。
- 関係機関との連携を図り、学校給食への地場産物の安定供給と情報提供に努め、地域の特色や 農林水産物への理解を深めるための食育を進めます。
- 食の循環や環境を意識した食育を推進し、豊かな自然の恵みによって得られる食を大切にする 心の育成に取り組みます。
- 安全安心な学校給食を安定的継続的に提供し続けるため、学校給食調理場施設の<u>ドライ方式*</u> 化を進めます。









子どもの健全な食習慣を養う食育の推進

* ドライ方式:床に水が落ちない構造の施設,設備,機械,器具を使用し,床が乾いた状態で作業を行う方式。床に水分等を落とさないため,細菌の繁殖や床からの跳ね水による食品の汚染が防止できる。

基本 6

就学前教育の充実を図る

施策に対する 考え方 生涯にわたる人格形成の基礎を培うきわめて重要な時期に,同年代の幼児 との集団生活を通して,心身ともに健やかに成長することができるよう,就 学前教育を充実させます。

家庭や地域,小学校等と連携した取組を進めるとともに,幼児を取り巻く 状況の変化に対応した教育を行うことができるよう,研修等を通じて,教員 の資質や指導力の向上に努めます。



評価指標	実績値 (2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
3歳児保育を実施している 幼稚園の割合	76.7% (2020年度)	88.4%	100.0%
預かり保育を実施している 幼稚園の割合	53.5% (2020年度)	76.7%	100.0%



閾 6 -1 幼稚園教育の充実



「現状と課題〕

- 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼児期の特性を 踏まえ、環境を通して行うことを基本とする幼稚園教育の一層の充実を図っていく必要があり ます。
- 「地域社会による子育で支援」をキーワードに、幼稚園を核にした子育で支援を推進していく とともに、幼児期における教育の充実や環境の整備が求められています。

- 一人一人の幼児が、教師の指導の下で主体性を発揮して活動を展開する中で、人と関わる力や 思考力、感性や表現する力等を育むことができるように、各園の課題解決に向けての指導援助 や教職員の資質向上に努めます。
- 地域の様々な人々との交流の機会を通して、幼児が豊かな体験を得られるように、地域に開か れた幼稚園づくりを進めます。
- 園児数の少ない幼稚園においては、他の幼稚園児との交流の場を設ける取組を行います。



若手職員の指導力・資質向上を目的とした研修



交流保育

- 子育て相談の実施や保護者が前向きに子育てできるサポート体制の整備等により、家庭や地域 の生活の中でも、幼児の健やかな成長を確保していけるように、保護者や地域の子育ての支援 を行います。
- 公立幼稚園・公立保育園・公立認定こども園の適正配置計画を踏まえ、幼稚園の規模の適正化、 3歳児保育や預かり保育の実施による多機能化の取組を進めます。
- 保育参観や授業参観,連絡会等を設け、小学校の教師と子どもの成長を共有しながら意見交換 をしたり、様々な事例を持ち寄って話し合ったりすることを通して、幼稚園教育と小学校教育 の円滑な連携を図ります。

基本 7

障がいのある子どもが、適切な教育や保育 が受けられる体制を整える

施策に対する 考え方

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

また、障がいのある子どもが、それぞれのライフステージに応じた一貫した支援を受けることができ、将来自立して生活していけるよう、関係機関や団体等と連携した支援体制や進路指導の充実を図ります。



評価指標	実績値(2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
特別支援教育について理解が進んでいると思う人の割合	60.4%	70.0%	80.0%
特別支援教育・特別支援保育に関する学習会・研修会等への教職員 や保育職員の参加者数(人/年度)	1,969人	2,050人	2,150人



個別 7-1 支援体制の確立と 個に応じた支援の充実

「現状と課題〕

- 障がいのある子ども一人一人の状態に応じた適切な指導や必要な支 援の更なる充実が求められています。
- 共生社会の形成に向け、障がいのある子どもと障がいのない子ども が共に学ぶ、<u>インクルーシブ教育システム</u>*1を推進していく必要があります。
- 保護者が、適切な就学先や必要とする支援の内容について気軽に相談ができるよう、相談体制 の充実が求められています。
- 市民一人一人の障がいに対する正しい理解を深め、地域の障がいのある子どもやその家庭を温 かく見守っていくことが必要です。

「主な事業や今後の取組〕

○ 特別支援教育を学校教育全体に適切に位置付けるとともに、障がいのある子ども一人一人の教 育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う体制整備を推進します。



教育的ニーズに対応する通級指導教室*2, 幼児指導教室



17 パートナーシップで 目標を達成しよう

専門家スタッフによる指導方法や支援体制の助言

- ○一貫した支援のため「個別の教育支援計画*3」「個 別の指導計画*4」の作成・活用・引継ぎを推進しま す。
- 特別支援教育が共生社会形成の基礎となるよう、そ の理念の啓発に努めます。
- きめ細やかな支援のために、学校園生活支援員を配 置します。
- 保護者の不安な気持ちを受け止め、迅速に相談に応 じることができる相談体制づくりに努めるとともに, 学校園における保護者に対する相談窓口である特別 支援教育コーディネーター*5の専門性の向上をめざ します。



お互いを尊重し合う大切さを学ぶ、交流及び 共同学習



特別支援教育連絡協議会

- *1 インクルーシブ教育システム:人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。
- *2 通級指導教室:通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒が、大半の授業を通常の学級で受けながら、 障がいに応じた特別な指導を受ける指導形態のこと。
- *3 個別の教育支援計画:他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画。一人一人の障がいがある子どもについて,乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成するが,作成にあたっては関係機関との連携や保護者の意見を聴くことなどが求められる。
- *4 個別の指導計画:特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して,指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。
- *5 特別支援教育コーディネーター:保護者や関係機関に対する学校等の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、 医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、学校内で位置付けられた教職員のこと。

個別 7 -2

関係機関や民間団体等との連携

〔現状と課題〕

- 障がいのある子どもがライフステージに応じた適切な支援を受け、 社会に出て自立した生活を送ることができるよう、個々の実態に応 じた進路指導・就労支援等の支援体制の整備が必要です。
- 特別支援学校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援 教育のセンター的機能を担うことが求められています。
- 障がいのある子どもの教育については、保健、福祉、医療等の関係機関と連携し、適切な支援の 在り方について継続的に検討したり、多面的な支援体制を構築したりしていく必要があります。

- 障がいのある子どもの能力を最大限伸ばし可能性を引き出すために、保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携を図り、一人一人の障がいの状態や程度についての専門的な判断や個々の障がいの特性に基づく適切な指導に努めます。
- ○保幼・小・中・高の学校園間連携、就労の際の移行支援等の推進を図ります。
- 進路指導の充実,並びに関係機関と連携した就労先の確保に努めます。
- 小・中・特別支援学校の教職員で組織された 特別支援教育研究協議会などの活動を支援し, 指導力や専門性の向上をめざします。
- 倉敷支援学校の専門性を生かした相談や支援, オープン講座等を実施します。
- ○特別支援教育推進室と市役所内の関係部署との連携を深め、情報共有や支援体制の充実を図ります。



倉敷支援学校の専門性を生かした研修会

子どもたちが緑や生き物などの自然にふれたがら、ヴィスポックな場合 ながら、学べる機会を提供する

施策に対する 考え方

子どもたちが成長する中で豊かで多様な自然にふれる体験は、子どもたち の豊かな心を育むためにとても大切なことです。自然にふれることによる学 びや体験できる施設の充実・整備を行います。



評価指標	実績値 (2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
自然にふれたり、学んだりす る活動に参加している子ども の数(人/年度)	11,533人	14,500人	18,000人
自然の中で遊ぶことが楽しい と思っている子どもの割合	84.4%	86.0%	88.0%

(例)8 -1自然とふれあう機会・施設の充実



〔現状と課題〕

- ○生活スタイルや生活環境の変化により、子どもたちが身近な自然にふれ、学ぶ機会が減ってい ます。子どもたちが自然の中で活動し、自然と直にふれることにより、自然の素晴らしさや不 思議さ、私たちの生活が豊かな自然環境の上に成り立っていることなどに気づき、学ぶことが できる取組が求められています。
- 自然史博物館や少年自然の家*1等, 自然にふれ, 学ぶことができる場の適切な維持管理と活用 が求められています。

- 生き物を観察したり、調べたりするイベントや講座の充実を図り、子どもたちが身近にある自 然に興味をもち、積極的に外に出て活動しようとする意欲を育てます。
- ○次世代を担う子どもたちが四季を通して緑や生き物等の自然とふれあう中で、楽しさや喜び、 また、いのちの大切さを実感できるよう、体験活動の充実や施設の活用を行います。



少年自然の家での自然体験学習



むしむし探検隊



自然観察会

- ○学校やNPO等の団体が実施する自然に関す る冒険遊び場*2事業への活動支援を継続実 施します。
- ○ホームページやSNSを活用し、講義やイベ ント活動等を発信します。



NPOが主催する冒険遊び場事業のチラシ

- *1 少年自然の家: PFI事業による施設の建替え・改修工事完了後,令和4年4月に「自然の家」としてリニューアル オープン予定
- *2 冒険遊び場:子どもの自主性や創造性を尊重し,「自分の責任で自由に遊ぶ」空間を提供することにより,子ども の自ら考え行動する力を伸ばそうとする民間主導の遊び場

―人一人が生涯を通して行う学びを支援すると ともに、その学びによる地域の活性化を推進する

施策に対する 考え方

学びたいという気持ちや、学びたい内容は、その時々に応じて変化しています。その変化に応じながら、市民に学びの場の提供や情報発信を行うとともに、学習した成果を地域で活かせる仕組みづくりに努めます。

また、学びの場である生涯学習施設の効果的な活用と機能の充実を図り、 市民が安全で快適に利用できる施設の運用に努めます。



評価指標	実績値 (2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
自分が参加したいと思う講座 や活動があると思う人の割合	31.4%	41.0%	51.0%
公民館,図書館で開催される 生涯学習講座への参加者数 (人/年度)	28,565人	39,000人	50,000人
市民一人当たりの市立図書館 の貸出数(点/年度)	5.9点	6.2点	6.5点

個別 9 -1

あらゆる世代に対応した 学びの機会の提供



[現状と課題]

- 人生100年時代を見据え、市民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かした活動ができる仕組みづくりが求められています。
- 文化芸術をはじめ、スポーツ、健康づくり、趣味やボランティア活動等の様々なジャンルにわたる学習活動を、生涯を通じて続けることができる環境が求められています。
- 価値観の多様化や社会の要請に対応し、市民の学習ニーズに対応したものから、地域・社会の 課題解決に向けたものまで、多種多様な学習機会の提供が求められています。
- 家庭の経済的理由によって、就学や進学が困難となる現状があります。

〔主な事業や今後の取組〕

- 市民の多様な学習ニーズや地域・社会の課題把握に努め、学習成果を生かすことを念頭において学習内容の企画を行います。
- 科学や天文に関して興味・関心を高めてもらうため、プラネタリウムや科学展示室の活用、講演会や実験工作講座等を実施します。



東京パラリンピック競技「ブラインドサッカーとゴール ボールの体験」講座イベント学習機会の提供



プラネタリウムを使用した科学講演会

- ○様々な主体が実施する学習活動に関する情報 を、メディア等を効果的に活用し、市民に発 信します。
- 美術作品や図書資料、標本等の収集・保存している多様な資料について、ICTを活用した情報発信や<u>レファレンスサービス</u>*の充実に努めます。
- 経済的事情により就学や進学が困難となって いる方へ奨学金の貸付及び給付を継続します。



高梁川流域圏内の公営社会教育施設で使える 「流域パスポート」

* レファレンスサービス:利用者が求める資料や情報等を効率よく入手できるように,職員が援助するサービスのこと。



学びの拠点となる生涯 学習施設の機能充実



〔現状と課題〕

- 生涯学習施設は、地域の学習拠点としての機能に留まらず、まちづくりや防災拠点としての役割も期待されており、利便性の向上等の施設機能の充実が求められています。
- スマートフォン等の情報通信機器が、ますます日常生活の中に浸透する中、ICTを活用した学習への対応が求められています。
- 生涯学習施設の老朽化が進行しているため、移転や複合化を含め、計画的な施設の更新・改修が必要となっています。

- ○生涯学習施設の機能充実に取り組みます。
- 土曜日・日曜日や平日夜間に講座を開催する等, 誰もが参加しやすい事業運営に取り組みます。
- あらゆる世代の方、多様な方に安心して使用してもらえるよう<u>ユニバーサルデザイン*1に配慮した施設整備に努めます。</u>
- ○ICT環境の整備を充実させ、ICTを活用した学習機会の提供に努めるとともに、職員の資質向上に努め、利用者の学習支援のための情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ○ICTを活用した学習を進めるため、生涯学習施設のICT環境の整備に努めます。
- ○高梁川流域を対象とした図書の相互返却事業を引き続き実施します。



図書館資料の情報提供やレファレンスサービス



公立図書館相互利用サービス*2のチラシ (借りた図書をどの図書館でも返却できるよう にするための搬送事業を継続実施)

- *1 ユニバーサルデザイン:年齢、性別、能力、国籍等に関わらず、全ての人々にとって安全・安心で利用しやいすように、建物、製品、サービス等をデザインするという考え方。
- *2 公立図書館相互利用サービス:高梁川流域の7市3町の住民が圏域のどこの図書館でも利用できるサービス。



〔現状と課題〕

- ○人口減少や高齢化の進行等により社会環境が大きく変化する中,地域の課題を解決し,持続可能な社会を実現するためには,公の取組に併せて,地域が主体となっての取組が重要となっています。
- その一方で地域の課題を解決するための学習をした学習者からは、地域の中でその成果を生かす機会や方法が分からないといった声を耳にすることがあり、課題解決の意欲がありながらも具体的な活動に至ってない状況がうかがえます。

[主な事業や今後の取組]

- 地域の実情や課題を把握し、関心の喚起や理解の深化、問題解決のきっかけづくりにつながる取組を行います。
- 学習者が相互に理解し認め合い, つながる きっかけづくりや地域の課題の共有化が図れ る取組を行います。
- 各地域の特色ある文化や産業等,地域資源の 広報や伝承・保存につながる取組を行います。



地域の特産物を使った昔遊び体験講座 (みんなで一緒に昔あそび☆真備の竹で水鉄砲を作ろう!)

○学習成果を地域社会に還元したいと考える人材や地域で活動する人材の活用に努めます。



地域力向上につなげる講座 (子どもたちのやる気と能力を引き出す! スポーツコーチング)



地域に還元できる防災講座 (防災キャンプから学ぶ「快適空間」の作り方)

- 各種団体(大学や地元の高等学校、企業、NPO等の民間団体、地縁組織や地域で活動する人材等)と連携した取組を行うことによって、効果的な学習機会の提供に努めます。
- 科学センターでは、星空案内人認定講座で資格を取得した方を対象に、天体観望会のボランティアとして望遠鏡の操作や星空解説を行う機会を提供します。
- ○ICTを活用してより効率的・効果的に学べる学習内容をめざします。
- ○SDGsの目標を見据えた講座・イベントの充実を図ります。



生涯学習の推進



「現状と課題〕

- 人口減少や高齢化の進行等により社会環境が大きく変化する中、地域の課題を解決し、持続可 能な社会を実現するためには、公の取組に併せて、地域が主体となった取組が重要となってい ます。
- この取組を実践するにあたっては、専門的、先進的な見地をもって社会の課題を解決するため の活動に取り組んでいる企業やNPO団体との連携が求められています。

- ○市民の学習ニーズや多様化、複雑化する地域課題の把握や解決に向けた事業を効率的に行うた め、各種団体(大学や地元の高等学校、企業、NPO等の民間団体、地縁組織や地域で活動する 人材等)の情報を収集します。
- 行政機関との連携強化はもとより各種団体とも連携し、防災や環境問題、男女共同参画社会の 実現、人権等、地域や社会の様々な課題解決や地域づくりにつながる事業を実施します。
- ○大学や高校と積極的な連携を行い、若者が地域の課題を学び、解消に向けた実践をする事業に 取り組むことで、次世代を担う人材育成に努めます。
- ○様々な生産活動に不可欠な科学について広く興味関心を喚起するため、県内の企業や大学、高 専, 高校, 小中学校と連携した普及・啓発活動を進めます。



県内の企業・大学・高専・小中高等学校の教職員・学生等と連携した科学や 科学技術を広く普及・啓発するイベント(科学の祭典)

基本 10 安心して子育てできる環境を整える

施策に対する 考え方 子育ての不安や悩みの軽減を図るための情報提供や相談体制の支援の充実 に取り組みます。また、子育てに係る親の学びと親同士の交流の場の提供と、 その周知に努めます。



評価指標	実績値 (2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
身近に子育ての相談ができる ところがあると思っている人 の割合	就学前児童保護者 79.9% 小学生の保護者 66.6%	就学前児童保護者 82.0% 小学生の保護者 70.0%	就学前児童保護者 85.0% 小学生の保護者 75.0%
子育てを家族で協力して行っ ている人の割合	就学前児童保護者 89.5% 小学生の保護者 82.4%	就学前児童保護者 92.0% 小学生の保護者 92.0%	就学前児童保護者 95.0% 小学生の保護者 98.0%

個別 10-1 子育でに関する情報提供 と体制の充実

〔現状と課題〕

- 子育て世代は、日々、育児と仕事の両立にがんばっていますが、核 家族化の進行、地域コミュニティの弱体化、就労形態や生活スタイ ルが変化する中で、子育での不安や悩みを相談する相手や場所を見 つけることができにくい状況にあります。
- このため、子育ての悩みや不安を解消し、子育てについて学ぶことができる場の情報の提供、 親同士で学び合い、交流できる場づくりが必要となっています。

3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

「主な事業や今後の取組〕

○ 子育てに悩みを持つ親の孤独感やストレス等が少しでも軽減できるように、地域での子育て支 援の充実を図るとともに、親子の体験活動や親同士の学びの場を提供し、親子のふれあいや親 同士の交流、子育ての仲間づくりを促進します。



親子向け体験イベント



親としての自覚と責任感の醸成や子どもへの かかわり方について学ぶパパママセミナー

- 岡山県教育委員会が作成した、家庭教育を支援するための「親育ち応援学習プログラム*」を ホームページ等で紹介し、情報提供するとともに、プログラムの進行役(ファシリテーター) の育成に取り組み,入学説明会,学校園の懇談会,PTAの研修会等の様々な場面での活用を推 進します。
- ○子育てに関する情報提供と相談体制を充実していきます。





図書館に設置している子育て支援コーナー

* 親育ち応援プログラム:幅広い世代の「親育ち」を応援するために岡山県教育委員会が作成した参加型の学習プログ ラム (通称 親プロ)。子育でについて、参加者同士が話し合い、交流しながら主体的に学べるよう工夫した構成と るよう工夫した構成となっている。

╧★ 11 学校, 地域, 家庭が連携し, 地域全体で子どもたちを育む環境を整える

施策に対する 考え方

子どもたちにとって、学校や地域での活動の中で幅広い年齢層の方と触れ 合うことは、人間関係や社会性を育むための良い機会であり、子どもたちの 健やかな成長にとても重要なことです。

学習活動やスポーツ活動等を支援するとともに, 学校園を支援する地域の ボランティアやコーディネーターを育成・支援し、地域で子どもたちが安心 して生活できる環境づくりに努めます。



評価指標	実績値 (2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
地域の人に支えてもらって子 育てをしていると思う人の割合	就学前児童保護者 44.7% 小学生の保護者 50.0%	就学前児童保護者 47.0% 小学生の保護者 55.0%	就学前児童保護者 50.0% 小学生の保護者 60.0%
学校・家庭・地域が連携した 事業に参加した子どもの数	269,474人	286,000人	300,000人



個別 11 -1 「ふるさと倉敷」を愛し, 誇りに 思う心の育成



[現状と課題]

- 学習指導要領に示されている、地域社会に対する誇りと愛情についての自覚を養うためには、 体系的に継続した学習が求められます。そこで、小学校3・4年生では地域教材を学習できる副 読本「みんなのまちくらしき」を作成し、確かな認識を得ることができる学習を継続的に実施 します。
- ふるさと倉敷を愛し、郷土に親しみ、心豊かに成長できるようにという「市民憲章」の精神を 生かし作成された「倉敷っ子憲章」のもと、「花いっぱい運動」「あいさつ運動」「地域のク リーン作戦 | 等を実施して子どもたちの心の育成を図っています。また、倉敷市立の小・中学 校の代表児童生徒が集まって、テーマについて各校の実態や取組、対策等を協議する「倉敷こ どもミーティング」を開催しています。

〔主な事業や今後の取組〕

○子どもたちの郷土愛を育んでいくために, 「市民憲章」と「倉敷っ子憲章」の精神の もと, 子どもたちの心の育成を図っていき ます。



倉敷こどもミーティング

- 自分たちが住んでいる地域について、体系的・継続的に学習に取り組むことができるよう、小 学校3・4年生の社会科副読本「みんなのまちくらしき」の改訂版を発行していきます。また、 学習指導を充実するために、初任者研修や若手研修で副読本を活用し、教員の理解を深めます。
- 現地研修の実施を通して、教員の理解を深め指導力の向上に努めます。



社会科の専門的知識を有する教員による副読本の編集



初任者研修や若手研修での副読本の活用

個別 11 -2 地域全体で子どもを見守る



〔現状と課題〕

- 生活スタイルや社会環境の変化に伴い、地域の中での住民同士のつながりが希薄化しています。 同時に家族や地域全体で子どもたちの成長を見守り、育てる力も低下する傾向にあり、地域全 体で子育て世代を支援する体制が必要とされています。
- ○事業に参画する地域ボランティアの育成がますます求められています。
- 社会状況の変化により、地域の教育を支えてきた子ども会、PTA、青少年を育てる会等の社会 教育関係団体が行う活動への参加が減少する傾向にあります。より参加しやすい活動の在り方 について、各団体とともに考えていく必要があります。

〔主な事業や今後の取組〕

○地域と学校が、子どもたちの育成について、目標やビジョンを共有し、家庭とも連携しながら 組織的・安定的に活動ができる体制を構築します。



学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進



放課後子ども教室(お飾りづくり)

- 事業を通じて、青少年の豊かな人間性を育むとともに、地域全体の教育力の向上と地域の活性 化を図ります。
- 社会教育関係団体に向けた活動支援や成果発表の機会を継続し、子どもに対する社会教育の場 を安定して提供します。また、社会教育関係団体の求めに応じて、社会状況の変化に応じた活 動の在り方を共に考えていきます。
- 新成人が郷土倉敷に思いを馳せ、また地域の一員として社会に貢献しようと気持ちを新たにす る契機とするため、新成人自らによる成人式の運営を支援します。



学校と地域の調整役を担うコーディネーターの 資質向上研修会



成人式



闡 11 -3 青少年の健全育成施策の推進



「現状と課題〕

- 犯罪の低年齢化は社会的な問題となっており、その背景としては、家庭の教育力の低下やライ フスタイルの変化により基本的な生活習慣が身に付いていないことや,体験活動の不足等から 心と体のバランスがとれていないことが指摘されています。
- ○社会環境の急速な変化と、多様化する課題に対応するため、家庭、学校、地域と関係団体との 連携を更に深め、地域社会全体で課題解決に取り組むことのできる環境を整備することが必要 となっています。

〔主な事業や今後の取組〕

○ 青少年の非行のほか、いじめや不登校、ひきこもり等の青少年の成長過程での様々な課題に対 応するため、家庭、学校、地域、関係機関や団体等と密接に連携し、青少年の健全育成施策を 継続して推進します。また、子ども会、青少年を育てる会、少年補導委員連絡協議会等の社会 教育関係団体の青少年健全育成に関する取組を周知する機会を提供するとともに, 団体同士が 相互に学び合い連携を深めることのできる環境を整備します。



補導活動や健全育成活動



青少年健全育成推進大会

- 青少年や保護者等からの電話・メール相談の体制の充実を図ります。
- 不登校状態にある子どもたちが、社会とのつながりが断ち切れないよう、子どもたちの社会 参加の支援に継続して取り組みます。





電話・メールでの相談



居場所や体験活動の場の提供 (プログラミング教室)

12 文化芸術活動を振興する

施策に対する 考え方

文化芸術は、日々の生活に潤いと豊かさをもたらし、そこで生まれる心が 動かされる体験は、活力のある社会を形成していくためにとても大切なもの です。市民が気軽に文化芸術に触れることができる機会や環境を整えるとと もに、文化芸術に関する情報の積極的な発信を行います。



評価指標	実績値(2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
市立美術館の利用者数 (人/年度)	80,089人	90,000人	100,000人
文化施設(市民会館・芸文館・ 児島文化センター・玉島文化センター・マービーふれあいセンター)の利用者数(人/年度)	450,793人	645,000人	690,000人
生活の中で文化的活動 (鑑賞と実践のどちらでも可) を行っている人の割合	30.5%	40.0%	50.0%

⑩ 12 - 1 優れた美術品にふれる機会の提供



〔現状と課題〕

- 幅広く美術作品を鑑賞したいという市民のニーズが高まっており、心豊かな生活を送り、また、 自ら創造活動に取り組もうとするきっかけとして、優れた文化芸術活動にふれる機会のより一 層の充実が求められています。
- 展覧会などの美術館が開催する事業や美術館が所蔵する美術作品の情報, あるいは地域での文 化芸術活動についての情報の積極的な発信が求められています。

- ○子どもから高齢者まで優れた文化芸術にふれる機会の提供に努めます。
- 広報媒体の多様化を図り、美術館に関する情報を国内外に向けて分かりやすく、速やかに発信 できる環境を整備します。また、SNSの活用やホームページで英文表記を増やすほか、所蔵す る作品や資料についてインターネット上での公開に向けた準備を進めます。



郷土ゆかりの作家について調査・研究し、収集した作品を紹介する コレクション展



様々な時代や地域、ジャンルにわたる優れた美術作品を紹介する特別展

(開**12**-2 市民が楽しみながら芸術活動を 行える機会や場所の提供



〔現状と課題〕

- 市民の主体的な文化活動への意欲が高まっており、日々の生活の中で、文化芸術に接する機会 が拡充され、市民一人一人が芸術活動に親しみ、参加・交流できる取組が求められています。
- ○市民が文化芸術を楽しむため、また、市民の文化芸術活動を支える場としての建物の老朽化が 進んでおり、計画的な改修が必要です。

[主な事業や今後の取組]

○ 幅広く美術について学ぶ美術館教養講座や文化活動に参加・発表することのできる環境づくり を進めるとともに、施設の設備や機能を充実させ、利用しやすい運営に努めます。



気軽に絵画技法を学べる実技講座



美術に関する情報を提供する美術教養講座



誰でも気軽に参加できるワークショップ*



小中学生が制作した作品を展示する 「倉敷っ子美術展」

- ○市民が主体となって行う作品制作や発表、美術・文化に関する勉強をする場として展示室や会議 室を提供します。
- 施設の耐震補強工事や老朽化に伴う補修を計画的に行います。施設の改修にあたってはユニバー サルデザインに配慮して整備します。
 - * ワークショップ:作品を作る参加型のプログラムのこと。

型 13 歴史文化や伝統の保存・継承と活用を図る

施策に対する 考え方

市内には倉敷美観地区をはじめとした歴史的な町並みや日本遺産として認 められた貴重な伝統文化や価値ある歴史遺産等が数多く存在します。これら は、本市の歴史、伝統、文化を理解する上で、欠くことのできない貴重な資 産であり、市民共有の財産として次世代に継承するため、適切な保存と活用 に努めます。



楯築遺跡での現地講座

評価指標	実績値 (2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
子どもと一緒に地域の伝統行 事に参加したことがある人の 割合	65.3%	73.0%	80.0%
後世に伝えたい歴史文化や 伝統が継承されていると 思っている人の割合	57.8%	62.0%	67.0%

個別 13 - 1

文化財の適切な保存と活用,継承



〔現状と課題〕

○ 古い町並みや歴史的遺産等, 倉敷の歴史と文化を物語る様々な文化財*が数多く残されていますが, こうした文化財の中には, 保存が危惧されるものや修理が必要とされているものもあり, 文化財の適切な保存管理に努め, 継承していくことが求められています。

〔主な事業や今後の取組〕

○ 歴史・学術・芸術的価値の高いものは文化財として指定する等,適切な保存と活用に努め文化 財に関わる情報を広く市民に公開するとともに,貴重な有形・無形の文化財を後世に引き継ぎ ます。



新たな文化財の掘り起こしへの取組



文化財保護意識の普及啓発



小学生の校外学習



ドキドキ発掘体験

* 文化財:文化歴史学術等の見地から価値を持ち、保護、保存の必要がある有形・無形の文化遺産。 文化財保護法による文化財の種類は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・名勝・天然記念物)、 文化的景観、伝統的建造物群等があり、指定、選定、登録の対象になっている。この他、埋蔵文化財(土地に埋蔵されている文化財の総称)が、保護の対象となっている。

□ 13 -2 文化財に親しむ機会の充実



〔現状と課題〕

- 近年の社会情勢の変化や急速な都市化によって、先人たちが残してきた様々な文化財を継承し ていくことが困難になってきている状況があります。
- ○子どもたちをはじめとして市民が文化財に関わる機会を提供し、身近な文化財を通して地域の 歴史や伝統、文化を学び、郷土を愛する心を育てていくことが求められています。

- ○地域に残る身近な文化財を積極的に活用し, 歴史や文化の魅力を伝えることにより、子 どもたちや市民が郷土を愛する心を育み, 個性豊かな人材の育成につながるよう努め ます。
- ○文化財に関する出前授業に講師を派遣する 等,学校教育との連携を深めます。
- 歴史民俗資料館等所蔵の資料の整理を進め, 市民の学習活動や学校教育での活用を促進 します。



倉敷歴史民俗資料館



文化財の魅力を伝える出前授業



高校生対象のワークショップ



埋蔵文化財センターの講座 (ガラスでトンボ玉を作ろう)



見学会 (下津井城跡)

基本 14

歴史的・魅力的な景観の形成を推進し, 受け継いでいく

施策に対する 考え方 先人たちの努力によって守られてきた建造物や町並み等の歴史的景観を保全し、未来に受け継いでいくことは、現代を生きる私たちにとって重要な責務です。景観づくりに関する市民や事業者の意識の向上を図るとともに、市民団体の育成やその活動を支援し、風格のある景観の形成と継承を進めます。



倉敷川畔伝統的建造物群保存地区

評価指標	実績値(2019年度)	目標値(2025年度)	目標値(2030年度)
歴史的・魅力的な景観が保全 されていると感じている人の 割合	48.8%	53.0%	58.0%



働 14-1 地区の特性を活かした歴史的 景観の維持向上



「現状と課題〕

- 地域住民の協力のもと、伝統的建造物群保存地区及び伝統美観保存地区の保全に取り組んでい ます。
- 倉敷美観地区のほかにも下津井や玉島等に、貴重な歴史的景観が残されています。
- 歴史的町並みの景観を良好に保存するためには、地域住民、事業者、行政がそれぞれの役割と 責任のもと連携し、地域の歴史や景観的特徴を考慮した上で、地区の特性を活かした景観保全 の取組が必要です。

〔主な事業や今後の取組〕

○ 伝統的建造物群保存地区等の歴史ある町並みを保存し、後世に引き継ぐため、建造物の修理修 景等に対して助成を行い、市民や事業者の意識の向上を図るため、保存会等の市民団体の育成 やその活動を支援します。



事業者等と連携した 伝統的建造物群保存地区の保存活用



地域住民による歴史的町並みの学習

- ○伝統的建造物群保存地区等における修理修 景, 防災対策等に対して指導助言を行いま す。
- 背景保全条例*等,本市が培ってきた独自の 景観保全の取組がより実効性のあるものと なるよう努めます。
- 地域住民の理解と協力を得ながら、歴史的 建造物や町並み等の歴史的景観の保存活用 を進めます。



旧大原家住宅

* 背景保全条例:「倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例」のこと。伝統的建造物群保存地区の伝統的 景観を後世に継承していくことを目的に平成11年に制定された。